

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の五第四項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第九十三条の二第一項の規定に基づき、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第一条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十一号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五条の十において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十二号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七条の四において準用する場合を含む。）に掲げる事項の注記を除く。）とする。

一 法第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）以下この条及び第四条第六項において同じ。）の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表のうち同項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）が提出する財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第百三十一条の規定により外国会社が提出する財務書類をいう。以下同じ。）のうち、特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。）以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期

改正前

（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）

第一条 「同上」

一 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表のうち同項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）が提出する財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第百三十一条の規定により外国会社が提出する財務書類をいう。以下同じ。）のうち、特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。）以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）及びその直前特定期間に係るもの（届出書に含まれ

間をいう。以下この号において同じ。)及びその直前特定期間に係るもの(届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間(以下この条において「事業年度等」という。))及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類(以下この号において「書類」という。))のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条及び第四条第六項において同じ。)の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。)

【二〇十七 略】

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員」という。)が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明(公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。)(又は特定証明(同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。))であるときは、当該指定証明に係る指定社員(同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。)(又は当該特定証明に係る指定有限責任社員(同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。))である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一 監査報告書 次に掲げる事項

【イハ 略】

最近事業年度又は特定期間(以下この条において「事業年度等」という。))及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類(以下この号において「書類」という。))のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。)

【二〇十七 同上】

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員」という。)が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明(公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。)(又は特定証明(同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。))であるときは、当該指定証明に係る指定社員(同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。)(又は当該特定証明に係る指定有限責任社員(同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。))である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一 同上

【イハ 同上】

表明するものではない旨

四 その他の記載内容に対する公認会計士又は監査法人の責任
五 その他の記載内容について公認会計士又は監査法人が報告すべき事項の有無及びその内容

7 第一項第一号へに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

8 第一項第一号トに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

9 第一項第一号チに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

〔一・八 略〕

九 監査上の主要な検討事項を決定して監査報告書に記載することと(第二十二項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。)

10 第一項第一号ニ及び前項第九号に掲げる事項は、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合には、記載しないことができる。

一 監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第五条第一項の規定により届出書又は法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正届出書を提出する場合

二 監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書又は法第二十四条の二第一項において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂

6 第一項第一号ホに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

7 第一項第一号へに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

〔一・二 同上〕

8 第一項第一号トに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

〔一・八 同上〕

九 監査上の主要な検討事項を決定して監査報告書に記載することと(第二十一項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。)

9 第一項第一号ニ及び前項第九号に掲げる事項は、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合には、記載しないことができる。

一 監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第五条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)、法第二十七項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)、法第二十七項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定により訂正届出書を提出する場合

二 監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定により有価証券報告書又は法第二十四条の二第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))

正報告書を提出する場合

11) 23) 「略」

24) 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。

この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ(2)並びに第十二項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

25) 第二十三項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号イ(2)、第十七項各号及び第十八項第四号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

26) 「略」

27) 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ(2)並びに第十二項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

28) 第二十六項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号イ(2)、第十七項各号及び第十八項第四号に規定する一般に公正妥当と認められる

10) 22) 「同上」

23) 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。

この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ(2)並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

24) 第二十二項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号イ(2)及び第十六項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

25) 「同上」

26) 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ(2)並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

27) 第二十五項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号イ(2)及び第十六項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等

四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

の作成基準」と読み替えるものとする。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p style="text-align: center;">(臨時報告書の記載内容等)</p> <p>第十九条 「略」</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>「一〇九の三 略」</p> <p>九の四 提出会社において、監査公認会計士等(当該提出会社の財務計算に関する書類(法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。))について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。))若しくは監査法人(以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。))又は当該提出会社の内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。)について、法第九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人(以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。))をいう。以下この号において「内部統制監査公認会計士等(財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなかつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなる)若しくは内部統制監査公認会計士等でなかつた者が内部統制監査公認会計士等になること」をいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四</p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">(臨時報告書の記載内容等)</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇九の三 同上」</p> <p>九の四 「同上」</p>

第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において（同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合には、次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十一年大蔵省令第十二号。以下「監査証明府令」という。）第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

「略」

(ii)(i) 監査証明府令第四条第十二項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見及び同条第十三項第三号イ若しくはロに掲げる事項又は同条第十二項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見及び同条第十三項第四号に規定する理由

(iii) 監査証明府令第四条第十七項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論及び同条第十八項第三号イ若しく

「イ・ロ 同上」

(2) (1) 「同上」
「同上」

「同上」

(ii)(i) 監査証明府令第四条第十一項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見及び同条第十二項第三号イ若しくはロに掲げる事項又は同条第十一項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見及び同条第十二項第四号に規定する理由

(iii) 監査証明府令第四条第十六項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論及び同条第十七項第三号イ若しく

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>はロに掲げる事項又は同条第十七項第三号に規定する否 定的結論及び同条第十八項第四号に規定する理由 (iv) 監査証明府令第四条第二十二項に規定する意見又は結 論の表明をしない旨及びその理由 「(3) 略」 「十 十九 略」 「3 11 略」</p>	<p>はロに掲げる事項又は同条第十六項第三号に規定する否 定的結論及び同条第十七項第四号に規定する理由 (iv) 監査証明府令第四条第二十一項に規定する意見又は結 論の表明をしない旨及びその理由 「(3) 同上」 「十 十九 同上」 「3 11 同上」</p>
--------------------	---	--

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条及び第四条の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度及び事業年度(以下この条において「連結会計年度等」という。)に係る連結財務諸表、財務諸表及び財務書類(以下この条において「連結財務諸表等」という。)の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、令和三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、これらの規定を適用することができる。